

	文書分類	回 覧 処 分				
	M・5・1・8	会 長	副 会 長	事 務 局 長	係 長	係 員
月 日	保存種別					
	永 久					

川崎町農業委員会

1月総会議事録

期 日 令和2年1月10日(金)

場 所 川崎町役場2階入札室

令和2年1月10日開催、川崎町農業委員会総会を川崎町役場2階入札室に招集する。

1、総会事務局開会宣言 午後1時30分

2、出席委員(12人)

1番	土田 大作	2番	高山 富昭	3番	田所 義信
4番	中村 明	5番	西山 一郎		
7番	松江 英幸	8番	大内田峰夫	9番	谷 照明
10番	原 健治	11番	原口 友博	12番	横田裕子
13番	山下 理江				

3、欠席委員(1人)

6番	政時 修
----	------

農地利用最適化推進委員

鍋藤 清隆	木下 重光
松崎 政臣	川根 節生

4、本会事務局 事務局長 中野新吉郎 係長：林勇 主事：北代省吾

5、事務局長開会あいさつ

議 事 日 程

議事録署名委員の決定

議事録署名委員の氏名 第2番 高山委員 第3番 田所委員

議案第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地集積計画（所有権移転）について

議案第2号 非農地証明について

議案第3号 標準賃借料（小作料）の策定について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について 2件

その他

議長 議案第1号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地集積計画（所有権移転）についてです。それでは事務局説明をお願いいたします。

事務局 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地集積計画（所有権移転）について説明いたします。1ページをお願いします。
朗読いたします。譲渡人住所、福岡市中央区天神4丁目10番12号番地、氏名、公益財団法人福岡県農業振興推進機構、理事長渡邊大起、譲受人住所、川崎町大字安真木●●番地、氏名、●●、農業経営基盤強化法による法律関係は所有権移転になります。土地の所在、大字安真木●●番、地目、田、地積、2,952㎡、利用目的は水稻で契約の種類が売買であります。本案件は●●さんと●●さんの農地売買の間に中間管理機構を挟んだものでありまして、昨年の11月総会で●●さんと中間管理機構の売買の承認をいただいた案件でございます。11月総会でお話ししたとおり利用権を結ばないまま10年以上耕作をしていたそうなので周囲の営農に影響はないと考えます。また、そのほか所有している農地についても荒れている農地はございませんので農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えます。2ページの位置図と3ページの航空写真で確認をお願いいたします。1月7日に●●農業委員と●●推進委員で現地確認をしました。以上です。

議長 ありがとうございます。それでは現地確認をいたしました、●●農業委員は補足説明をお願いいたします。

●●委員 1月7日に●●委員と現地確認を行いました。事務局が報告したとおり、何も問題はないと思いますので、よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑のある方挙手をお願いします。ないようですので、お諮りします。議案第1号について原案通り賛成の方は挙手をお願いします。（賛成多数）賛成多数ですので、議案第1号農業経営基盤強化促進法に基づく農地集積計画（所有権移転）については、原案のとおり承認いたします。

議長 続きまして、議案第2号非農地証明について、事務局は説明をお願いいたします。

事務局 議案第2号非農地証明について説明します。4ページをお開きください。朗読いたします、番号1、申請人住所、川崎町大字安真木●●番地、氏名、●●、土地の所在、安真木●●番、登記地目、田、現況、雑種地、地積785㎡他3筆で合計1633㎡です。申請理由としては、20年以上も前より雑種地となっており農地への復旧が困難であるということです。現地確認委員は●●農業委員と●●推進委員と1月7日に行いました。場所等につきましては、5ページの位置図と6ページの航空写真、現況については7ページに写真を添付しております。以上です。

議長 ありがとうございます。それでは、現地確認をした●●推進委員補足説明をお願いします。

●● 委員 あけましておめでとうございます。1月7日に事務局と●●農業委員と私とで現地確認を行いました。場所は荒平の魚樂園から熊ヶ畑に抜ける田川桑野線の沿線上にありまして、申請理由にあるように20年以上も前から雑種地となっており、申請者の●●氏も高齢であり復旧は困難だと判断しました。現況写真を見ていただくと、竹も繁茂しており、雑木も生えている状況のため、元に戻すことは不可能に近いと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。それでは質疑のある方挙手をお願いします。ないようですので、お諮りします。議案第2号について原案通り賛成の方は挙手をお願いします。（賛成多数）賛成多数ですので、議案第2号非農地証明については、原案のとおり承認いたします。

議長 続きまして、議案第3号標準賃借料（小作料）の策定について、事務局は説明をお願いいたします。

事務局 議案第3号標準賃借料（小作料）の策定について（案）について説明します。まず朗読します。川崎町農業委員会では、令和2年度の標準賃借料を下記のとおり決めました。賃借料は、農地の貸主、借主の双方で決めていただくことが原則ですが、両者で決めることのできない場合には、下記の賃借料の標準額を参考にしてください。水田の令和2年度賃借料の標準額は13,000円/10a。上限は標準額に30パーセント、普通畑については、5,000円/10a。上限は標準額に30パーセントです。賃借料の標準額は、あくまでも目安としてのうちの実情に応じ加算項目を参考にし、貸主、借主の双方でよく話し合い決めてください。この賃借料は利用権等を結ぶ際に賃借料を聞かれた場合に目安として説明するものであり、あくまでも貸主、借主の双方でよく話し合い決めていただくように促します。以上です。

議長 ありがとうございました。ただいまの事務局の説明に質疑のある方は挙手をお願いします。ないようですので、お諮りします。議案第3号について原案のとおり賛成をかたは挙手をお願いします。

（賛成多数）

賛成多数ですので、議案第3号標準賃借料（小作料）の策定について原案のとおり承認とし、広報かわさき2月号に掲載します。

議長 それでは報告第1号番号1について、事務局は説明をお願いします。

事務局 それでは、報告第1号番号1について説明します。朗読いたします。報告第1号農地法第18条第6項の規定による届け出（合意解約）
番号1、賃貸人住所、川崎町大字川崎●●番地、氏名、●●、相続人は●●です。賃借人住所、川崎町大字川崎●●番地、氏名、●●、相続人は●●です。土地の所在は、川崎町大字川崎●●番で地目は田で、地積は1022㎡であります。申請理由は合意解約と記載しておりますが、高齢のためということであります。昭和29年6月1日から永久小作権を結んでおりました。10ページに位置図と11ページに航空写真を載せていただきます。確認をお願いします。以上です。

議長 ありがとうございました。ただいまの事務局の説明に質疑のある方は挙手をお願いします。

●●委員 永久小作権とは、契約者が亡くなった場合も継続するのですか。

事務局 登記簿にも残るので、合意解約がない限り続くと思われれます。

議長 そのほかありませんか。ないようですので、報告第1号農地法第18条第6項の規定による届け出（合意解約）についての番号1について終わります。

議長 長 それでは報告第1号番号2について、事務局は説明をお願いします。

事務局 それでは報告第1号番号2、について説明します。朗読いたします。報告第1号農地法第18条第6項の規定による届け出（合意解約）、番号2、賃貸人住所、川崎町大字安真木●●番地、氏名、●●、賃借人住所、飯塚市大分●●番、氏名、●●、土地の所在、川崎町大字安真木●●番、地目、田、地積 2379 m²のうち 894 m²、他1筆で合計 1132 m²です。申請理由は合意解約と記載されておりますが、条件不履行とのことです。契約期間は令和元年5月20日～令和4年5月19日の3年間でありました。農業経営基盤強化促進法による賃借権であります。場所等については、13 ページに位置図、14 ページに航空写真を添付しております。確認をお願いします。

議長 長 ありがとうございます。ただいまの事務局の説明に質疑のある方は挙手をお願いします。

●● 委員 条件不履行とはなんでしょうか。

事務局 耕作はできていないですが、草刈りくらいはしてほしいと賃貸人が伝えたそうですが、その草刈りもできていない状況だったとのことです。また、今回の土地が中山間地域直接支払制度の対象地となっており、草刈りはしないと交付金がもらえないという状態だったようですので、結局所有者の●●さんが草を刈ったそうです。

議長 長 そのほかありませんか。ないようですので、報告第1号農地法第18条第6項の規定による届け出（合意解約）についての番号2について終わります。

- 議 長 その他に入ります。なにかありました挙手をお願いします。
- 委員 前に荒平地区の農地を贈与で手に入れた人がいたと思いますが、その農地はそのままにしておりますけど、どうなるのでしょうか。
- 事 務 局 状況見て、注意や指導をしていきたいと思えます。
- 委員 わたしも現地確認等もおこなっておりますが、耕作するより念を押ししています。引き続き監視していきたいと思っています。
- 議 長 他ございませんか。
- 事 務 局 いつも総会で言わせていただいておりますが、農業新聞と農業者年金の加入推進をよろしく願いいたします。活動記録簿の提出をお願いいたします。会計検査の対象にもなりますので必ず提出をお願いいたします。前回の総会でお配りしておりますが、1月28日に研修会がありますが、10時に役場からバスが出ますが、都合の悪い方は挙手をお願いします。その研修会の時に●●委員と●●委員が長期在職者ということで表彰がありますので報告をしておきます。また意向調査についてですが、大変だとは思いますがご協力よろしく願いいたします。お配りしておりますが、7月に改選がありますので、皆さんに応募用紙をお配りしています。ぜひ、応募をよろしく願いします。
- 議 長 ほかございませんか。
- 委員 (産廃の話)
- 議 長 私から言い忘れておりましたが、これから新年会等で宴会等が増えると思いますが、飲酒運転は絶対にしないようによろしく願いします。農業委員会の名前も川崎町の名前も汚すことになりまますので、くれぐれも気を付けるよう願いします。
- 議 長 ほかございませんか

- 事務 局長 人農地プランの事前のアンケートをお配りしています。その内容で行う予定としています。これをもとに地域の座談会を行う予定としておりますので、農業委員さん及び最適化推進委員さんは参加をよろしくお願いいたします。
- 委員 農家の方がこのアンケートを見てもピンとこない人が多いと思いますので、先に座談会をしたほうがいいのではないのでしょうか。
- 事務 局長 今お渡ししているアンケートに添付しているパンフレットは国のパンフレットでありまして、行政用のパンフレットですので難しく記載をされております。町にて誰でもわかりやすい簡単なパンフレットを作成するようにしておりますので協力をお願いします。また、回収は30パーセント程度であるとのことですので、農業委員会の事務局が個別に回収する予定としております。
- 議 長 ほかにございますか。
- 委員 みなさん7月で3年間の任期が終わりますが、お別れ旅行を計画しております。3月14日～3月15日に計画しております。会長も今回で引退されるということですので、皆さん参加をよろしくお願いいたします。
- 議 長 ほかにございますか。ないようですので、本日の議題はすべて終了いたしました。次回の総会は2月7日になります。間違えないようによろしく願いいたします。

閉会 午後14時20分

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

署名人

2番委員 _____

3番委員 _____

議 長 _____